

協会員に対する処分及び勧告について

2020 年 5 月 12 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ ニュース証券株式会社

- ・ 投資者保護上問題のある業務運営及び検査忌避

1. 事実関係

(1) 金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況

当社営業本部傘下の A 営業員及び B 部長（以下「当社営業員ら」という。）は、社外の複数の知人ら（金融商品取引業等の登録はない。）に、A 営業員が企画した有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は、平成 28 年 7 月、顧客に有価証券を購入させた。

(2) 検査忌避

当社営業員らは、今回証券取引等監視委員会検査において、上記（1）の状況を隠蔽するため、かねて有価証券の取得勧誘を依頼していた知人に対し、当局の質問には顧客に詳しい商品説明はしていない旨答えるよう依頼するなど、正常な検査の進行を妨げる行為を行った。これらの行為は、事実確認を大幅に遅延させており、悪質な行為と認められる。当社経営陣は、検査官から、検査を妨害する行為を行わないよう重ねて要請されていたにもかかわらず、上記の行為を防止していない。

(3) 経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況

当社経営陣及び有価証券の取得勧誘の適切性をチェックすべき関連部署は、当社営業員らによる営業活動を漫然と同人ら任せにし、営業結果報告において知人らから顧客紹介を受ける方法に言及された際にも具体的な内容の把握を怠り、顧客説明用資料の広告審査を

行った際にも配付方法、配付先等を確認しないなどにより、上記（１）の状況を見過ごしている。また、当社営業員らが開拓した金融商品仲介業者との業務委託契約に際しての審査やそれらの業者による勧誘実態の把握を怠っているほか、当社営業員らが勧誘資料の配分先における具体的な勧誘人数、勧誘資料廃棄実態等を把握しない、私募の人数管理が不十分な状況も生じさせており、経営管理態勢及び内部管理態勢は杜撰なものとなっていた。

２．法令等適用

当社における上記１．のような業務運営状況は、金融商品取引法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

また、当社が行った上記１．（２）の行為は、金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、忌避するものであり、同法第 198 条の 6 第 11 号及び同法第 207 条第 1 項第 4 号に該当するものと認められる。

３．処分及び勧告の内容

以上のことから、ニュース証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

① 経営陣の主導の下で役職員の法令等遵守意識を抜本的に改めるとともに、本件違反行為発生の根本原因を顧みつつ、遵守すべき法令等諸規則の意義や趣旨を改めて確認した上で、適切な経営管理態勢および内部管理態勢を構築し、その運営を確実なものとする事、併せて本件顧客に対する投資家保護上必要な措置を実施することなどの再発防止策を確実に実施・定着させること。

② ①の再発防止策について、その実施状況及び検証結果を書面で報告すること。

４．その他

当社は、本件について、2019 年 12 月 4 日、業務停止命令（2019 年 12 月 5 日から 2020 年 3 月 4 日までの間、IFA 事業部に係る全ての業務の停止（当局が個別に認めたものを除く。））及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）